第三十七条の四の十に次の二項を加える。

3　輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を記載した届出書を当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該酒類製造者が消費税法施行規則第七条第四項に規定する届出書（以下この項において「変更届出書」という。）と併せて提出するとき（当該変更届出書を提出すべき税務署長と当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長とが異なる場合に限る。）は、当該変更届出書を提出すべき税務署長を経由して提出することができる。

一　届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二　当該変更に係る輸出酒類販売場の所在地及び名称

三　変更の内容

四　その他参考となるべき事項

4　施行令第四十六条の八の四第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号

二　法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けることをやめようとする輸出酒類販売場の所在地及び名称

三　その他参考となるべき事項

第三十七条の四の十一を次のように改める。

**第三十七条の四の十一**　削除

第三十七条の四の十二第一項中「第九号」を「第八号」に、「第七条第三項」を「第六条の四第六項」に改め、「、第十条の六第三項」を削り、「、第二十六条の八第二項若しくは前条第九項」を「若しくは第二十六条の八第二項の規定」に、「第三十七条の四の七第一項」を「第三十七条の四の六第五項」に、「法」とあるのは「同法」を「、法」とあるのは「、同法」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　消費税法施行規則第二十七条の二第三項から第六項までの規定は、法第八十七条の六第十二項において準用する消費税法第五十九条の二第一項に規定する特定電磁的記録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | |
|---|---|
| 第二十七条の二第三項 | 法第五十九条の二第一項 |
| 第二十七条の二第四項 | 前項 | 租税特別措置法施行規則第三十七条の四の十二第二項において準用する前項 |
| | 同条第一項の事業者 | 租税特別措置法第八十七条の六第十二項において準用する法第五十九条の二第一項の酒類製造者（租税特別措置法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。以下この条において同じ。） |
| | 同項 | 租税特別措置法第八十七条の六第十二項において準用する法第五十九条の二第一項 |
| | その納税地 | 当該酒類製造者が経営する輸出酒類販売場（租税特別措置法第八十七条の六第八項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下この条において同じ。）の所在地 |
| | 提出している場合 | 提出している場合、又は同令第三十七条の四の十二第二項の規定による読替え前のこの項に規定する届出書と併せて当該届出書を提出すべき税務署長を経由して提出している場合（当該届出書を提出すべき税務署長と当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署長とが異なる場合に限る。） |
| 第二十七条の二第四項第一号、第五項第一号及び第六項第一号 | 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地） | 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号 |
| 第二十七条の二第五項 | 前項の事業者 | 租税特別措置法施行規則第三十七条の四の十二第二項において準用する前項の酒類製造者 |
| | 法第五十九条の二第一項 | 租税特別措置法第八十七条の六第十二項において準用する法第五十九条の二第一項 |
| | その納税地 | 当該酒類製造者が経営する輸出酒類販売場の所在地 |
| | その提出があつた日の属する課税期間以後の課税期間については、 | その提出があつた日の属する月以後は、同令第三十七条の四の十二第二項において準用する |
| 第二十七条の二第五項第二号 | 前項 | 租税特別措置法施行規則第三十七条の四の十二第二項において準用する前項 |